

# 第4章 消費・安全局

## 第1節 食の安全の確保

### 1 食品の安全性向上

#### (1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスクアナリシスの考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、食品安全に係る問題発生を未然に防止するための政策(リスク管理)を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は、

- ① リスク管理の初期作業(食品安全における問題点の特定、危害要因(ハザード)の優先度の分類、リスク評価の依頼等)、
- ② リスク管理措置の検討・実施(リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施)、
- ③ リスク管理措置の検証・見直し(措置の有効性の検証、措置の再検討)

からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書(以下「標準手順書」という。)」に則ってリスク管理を実施している。なお、この標準手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである(平成27年10月1日改訂)。

令和元年度に実施した取組は以下のとおりである。

#### ア 食品安全行政に有用なガイドラインの作成

リスク管理やリスク評価を行う者が、食品に含まれる化学物質の経口摂取量推定を科学的原則に則って一貫した考え方で計画・実施するため、「化学物質の経口摂取量推定に関するガイドラ

イン」を作成した(令和元年9月27日公表)。また、科学的かつ客観的に信頼できる分析結果を得るため、「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」を作成した(令和元年10月31日公表)。

#### イ 危害要因に係る情報収集

標準手順書に従って、各種有害化学物質・有害微生物に関する情報を収集し、必要に応じて関係部局と情報を共有した。

#### ウ 「食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング計画」の策定及び実態調査

サーベイランス・モニタリング中期計画(有害化学物質:平成28年1月8日公表、有害微生物:平成28年12月26日公表)、「サーベイランス」とは問題の程度や実態を知るための調査を、「モニタリング」とは矯正的措施をとるかどうかを決定するための調査をいう。)に基づき作成した、平成31年度のサーベイランス・モニタリング年次計画(平成31年3月11日公表)に従って、農畜水産物、加工食品、飼料における有害化学物質、有害微生物の含有実態等を調査した。また、中期計画に基づき、令和2年度のサーベイランス・モニタリング年次計画を策定した(令和2年3月10日公表)。

#### エ 汚染防止・低減対策の策定・検証

生産者や事業者と連携して、食品中の危害要因の汚染防止・低減技術の有効性の検証、食品の安全性を向上させる措置を集めた「指針」の策定や見直し、現場への普及に重点的に取り組んだ。

#### オ 国際的な汚染防止・低減対策等の策定への貢献

食品に含まれる危害要因の低減のため、コーデックス委員会の各部会における国際的な汚染防止・低減に関する規範の策定や国際基準の策定の議論に貢献した。

#### カ 食品中の汚染物質のリスク管理に関する研修の実施

我が国を含むアジアの状況を反映した国際基準値の設定を促進するため、ASEAN諸国の食品安全担当者を対象とし、食品中の汚染物質のリスク管理について、含有実態データを活用した基準値設定の考え方等に関する研修を実施した(令和元年11月開催)。

(2) 食品中の有害化学物質・有害微生物対策の推進

上記令和元年度に実施した取組のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 農産物

(ア) 有害化学物質

a カドミウム

農産物に含まれるカドミウムを低減させるため、「コメ中のカドミウム低減のための実施指針」(平成23年8月策定、平成30年1月改訂)に基づき、水稲における吸収抑制対策等を推進するとともに、消費・安全対策交付金により、都道府県における農産物中のカドミウム低減のための取組を支援した。

b ヒ素

コメ中の無機ヒ素濃度の含有実態及び年次変動を把握するため、コメ中の無機ヒ素の含有実態を調査した。また、現場で実行可能なコメ中のヒ素低減のための技術確立に向けた研究を推進した。さらに、消費・安全対策交付金により、「コメ中ヒ素の低減対策の確立に向けた手引き」(平成31年3月公表)に基づく都道府県の取組を支援した。

c かび毒

「国産麦類中のかび毒の実態調査」の結果について(平成29年6月公表)や「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」(平成20年12月公表)に基づき、赤かび病の適期防除、赤かび病被害粒の選別除去等、麦類の生産段階におけるデオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)による汚染の防止・抑制・低減対策の普及に努めた。国産麦類中のDON、NIV等のフザリウム毒素及び麦角アルカロイド類に関して継続して含有実態調査を実施した。令和元年度より、新たに国産ハトムギ中のアフラトキシン類、フザリウム毒素の含有実態調査を開始した。

また、台風による影響を調べるため、落花生加工品中のアフラトキシン類の含有実態を緊急的に調査した。

d 自然毒

キク科やムラサキ科等の植物の一部に含まれる天然毒素であるピロリジジンアルカロイド類について、フキにおける低減のための研究や、ツブキの実態調査を実施した。

有毒な植物やきのこによる食中毒の発生を

防ぐため、春季と秋季に農産物直売所関係者に注意喚起した。

また、家庭菜園での有毒な観葉植物と野菜を一緒に栽培しないこと等、自然毒による食中毒を防ぐための注意点について、Facebookを活用して情報発信を行った。

さらに、近年、小学校等で栽培されたジャガイモに含まれるソラニン等による食中毒が毎年報告されている。このため、学校や家庭菜園で栽培されたジャガイモによる食中毒を防ぐための注意点をまとめた動画を作成、公開した。

(イ) 有害微生物

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針(以下「野菜の衛生管理指針」という。)」(平成23年6月公表)、「スプラウト生産における衛生管理指針」(平成27年9月公表)及び「もやし生産における衛生管理指針」(平成31年3月公表)に基づき、野菜の生産から出荷段階における衛生管理の取組を推進した。また、国内で生産されるスプラウトの微生物実態を調査した。

さらに、令和元年6月、野菜の衛生管理指針について、水や堆肥に関し、現場で行うべきことを具体化した改訂試行版をとりまとめ、現場からの意見や課題を収集した。

イ 畜水産物

(ア) 有害化学物質

a メチル水銀

コーデックス委員会食品汚染物質部会(CCCF)における魚類中のメチル水銀の最大基準値の設定に係る対象魚種検討の議論に参画した。

b ダイオキシン類

畜水産物中のダイオキシン類濃度の経年的変化を把握するため、畜水産物を対象とした含有実態を調査した。

c 海洋生物毒

「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」(平成27年3月公表)及び「二枚貝等の貝毒のリスク管理に関するガイドライン」(平成27年公表、平成30年1月一部見直し)に基づき、二枚貝等の貝毒の監視及び出荷自主規制等のリスク管理を推進した。

(イ) 有害微生物

生産・加工段階における食中毒菌(カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、及びノロウイルス

ス)について汚染実態を調査した。

生産農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぎ、安全な牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵を生産するため、「生産衛生管理ハンドブック」(平成24、25、29年公表、平成27年一部更新)に示した対策を推進した。

ウ 加工食品

「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」(平成25年11月公表)に基づく低減措置の効果を検証するため、加工食品に含まれるアクリルアミドの含有実態を調査した。米菓中のアクリルアミドについて、事業者と連携して低減技術の効果を検討した。

しょうゆ中のヒスタミンについて、業界団体が策定・普及した低減対策の効果を検証するため、市販品中の含有実態を調査した。

農林水産省が監修した「かつおぶし・削りぶしの製造における多環芳香族炭化水素類(PAH)の低減ガイドライン」の改訂に貢献した。

CCCFにおける食用精製油脂及び当該油脂を使用した製品(特に乳児用調製乳)中の3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類の低減のための実施規範案の検討に参画し、低減技術の提供等により規範策定に貢献した。また、トランス脂肪酸等について、国内外の動向をまとめ、農林水産省のWebサイトで発信した。

消費者を対象とした説明会等を通じて、食品中のアクリルアミドを減らすために家庭でできることをまとめた「安全で健やかな食生活を送るために〜アクリルアミドを減らすために家庭でできること〜」(平成27年10月公表)を普及した。

(3) レギュラトリーサイエンスの推進

平成27年6月に策定した「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」に基づき、科学的な根拠に基づく行政施策・措置の決定を推進するため、以下の取組を実施した。

レギュラトリーサイエンスに属する研究への取組の拡大、理解の醸成等を図るため、同推進計画の別表としてリスト化している農林水産省が必要とする研究について更新する(平成31年4月1日)とともに、「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究」及び「戦略的プロジェクト研究推進事業」で実施した研究の成果をアグリビジネス創出フェア(令和元年11月開催)において紹介した。また、治療法やワクチンがなく、国内への侵入が危惧されているアフリカ豚熱のワクチン研究な

どにおける国際連携を強化するため、国際シンポジウムを開催した(令和2年2月開催。日本を含む14カ国から参加)。

さらに、レギュラトリーサイエンスに属する委託研究事業として、安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究や戦略的プロジェクト研究推進事業(有害化学物質・微生物の動態解明によるリスク管理技術の開発、家畜の伝染病の国内侵入と野生動物由来リスク管理技術の開発、薬剤耐性問題に対応した家畜疾病防除技術の開発、国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発)を実施した。

(4) 農林水産物等の放射性物質の検査

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、何よりも国民の健康保護を基本に、安全な食品を安定的に供給していくことを最優先として、必要な検査が円滑に実施されるよう、検査結果の解析、関係県の実施する検査への支援等を行った。

2 生産資材の安全確保

(1) 生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

(ア) 肥料取締法の改正

国内の低廉な資源であり、土づくりにも役立つ堆肥や産業副産物由来肥料を安心して活用できるよう、肥料の品質の確保を進めるとともに、農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産等が進むよう、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第62号)が令和元年12月5日に公布され、下記a及びbについては令和2年12月1日から、下記c及びdについては令和3年12月1日から施行されることとされた。

a 肥料業者自身による原料管理の義務付けや、届出肥料の拡大に伴い、法律の題名を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改正

b 現場ニーズに応じた肥料生産が可能となるよう肥料の配合の規制の見直し

c 産業副産物由来の肥料について、生産業者による原料の管理を強化するための原料管理制度の導入

d 肥料の品質や効果に関する表示基準の整備

(イ) 普通肥料の公定規格

a 平成31年4月改正

下水汚泥の消化液又はろ液にマグネシウムイオンを添加してりんを回収する技術(MAP

法)によって得られるりん酸マグネシウムアンモニウム(ストラバイト)について、これまでは化成肥料の規格に該当するものとされてきた。しかしながら、純度の高い単体の化合物であることが判明したため、多種多様な化合物の混合物である化成肥料とは別の独立した規格として「りん酸マグネシウムアンモニウム」の規格を新たに設定し、移行させることとした。

b 公定規格数

令和元年度末現在、普通肥料の公定規格は169種類設定されている。

(7) 肥料の登録

令和元年度における肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条に基づく農林水産大臣によって登録された数は698件、有効期間更新数は3,531件、令和元年度末における有効届出数は19,560件であった。

(エ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく令和元年度における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は4,341件、令和元年度末における有効届出数は70,633件であった。

(オ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく令和元年度における国の立入検査を368か所で実施し、収去した標品221点中、正常でないものは38点であった。また、収去せずに保証票等の表示を検査した標品519点中、正常でないものは238点(うち161点は特定の1者における点数)であった。

(カ) 調査試験等

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)において、公定規格の設定等に関する調査、肥料の主成分及び有害成分の分析法の開発及び改良等を行った。

(キ) 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値

平成23年8月、農地土壌の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を設定するとともに、肥料原料として利用される下水汚泥等のうち、放射性物質が検出されたもの(以下「原料汚泥」という。)の基準(200Bq/kg)及びその取扱い等を示した。平成30年度においても、下水汚泥等を原料とする肥料の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えないようにするため、原料汚泥を肥料生産業者に供給する事業者から、原料汚泥の放射性セシウム濃度の報告を受けた。

イ 農薬

(7) 農薬の登録審査に関する検討状況

平成30年に改正された農薬取締法に基づき、農薬使用者や蜜蜂への影響評価の充実を図るため、農薬の登録申請において要求される試験や評価法に関するガイドラインを令和元年6月に公表した。

(イ) 農薬の登録状況

農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条に基づき、令和元農薬年度(平成30年10月～令和元年9月)において、新たに登録された農薬は138件で、9月末における有効登録件数は4,290件となり、前年同期と比較して8件の増加となった。令和元農薬年度に登録された新規化合物は10種類であった。

(ウ) 農薬の再評価の状況

令和元年9月、農薬取締法第8条に基づき、令和3年度に再評価を受けるべき農薬の範囲として、14有効成分を告示した。

(エ) 農薬の取締状況

農薬取締法第30条に基づき、令和元年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し69件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

また、12件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

(オ) 農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全を確保するため、農薬の登録にあたっては、環境省、厚生労働省、内閣府食品安全委員会及びFAMICと連携を図りつつ、農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な審査・評価を実施した。

農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省、環境省及び都道府県の共催による農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動に努めるとともに、農薬の使用に伴う事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹や家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用するときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないように、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について、研修会等を通じてその周知を図った。

また、平成25年度から平成27年度まで実施した農薬による蜜蜂被害事例調査で判明した原

因を踏まえて、都道府県が対策を実施するとともに、その対策の効果の検証等を行った。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物(以下「飼料等」という。)については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

また、愛がん動物用飼料については、愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)に基づき、農林水産大臣等は、安全性確保の観点から愛がん動物用飼料の製造等に関する基準・規格を設定している。

(ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法第3条に基づき、農林水産大臣は、有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)により設定している。

同省令に成分規格等が定められている特定飼料等のうち抗生物質の検定をFAMICで行った(令和元年度検定122件合格)。

また、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、国産飼料(稲わらや稲発酵粗飼料、飼料用米)の生産及び利用拡大の取組が進められており、これらの飼料を給与した家畜や畜産物の安全を確保するため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号)を改正し、9農薬について、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の残留農薬の管理基準を設定及び改正した。加えて、令和元年11月、飼料安全法の対象家畜に馬<sup>(註)</sup>の追加を行った。これに伴い、同年12月に当該馬に給与する飼料の基準及び規格について農業資材審議会に意見を聴いて答申を得た(令和2年12月1日施行)。(注)対象となる馬は、食用に供する馬と定める予定。

愛がん動物用飼料については、ペットフード安全法第5条に基づき、農林水産大臣等は、愛

がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止するため、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴き、愛がん動物用飼料等の基準・規格を愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令(平成21年農林水産省令・環境省令第1号)により設定している。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、飼料安全法第26条第6項において準用する第3条第2項に基づき、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴き、飼料の公定規格を定めることができる。飼料の公定規格による令和元年度の検定は、1登録検定機関において、魚粉6件について実施された。

(ロ) 飼料等の立入検査

飼料安全法第56条及び第57条に基づき、飼料等の安全性の確保及び品質の改善を図るため、FAMIC、地方農政局等及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。令和元年度における立入検査の状況は、表1のとおりである。愛がん動物用飼料については、ペットフード安全法第12条及び第13条に基づき、FAMIC及び地方農政局等が製造業者等の立入検査を実施した。令和元年度における立入検査の状況は、表2のとおりである。

表1 令和元年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	468	2,779	3,247
収去件数	505	399	904
飼料	503	397	900
飼料添加物	2	2	4
収去品の試験結果			
正常件数	502	399	901
飼料	500	397	897
飼料添加物	2	2	4
違反件数	3	0	3
飼料	3	0	3
飼料添加物	0	0	0

表2 令和元年度愛がん動物用飼料立入検査状況

立入検査回数	461
集取件数	114
集取品の試験結果	
正常件数	114
違反件数	0

エ 動物用医薬品

(7) 動物用医薬品等製造販売(製造)業許可及び承認状況

a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第12条、第23条の2及び同条の20の規定に基づく製造販売業の許可件数は20件、医薬品医療機器等法第13条第1項、第3項、第23条の2の3第1項、第3項、第23条の22第1項及び第3項の規定に基づく製造業の許可及び登録件数は39件、医薬品医療機器等法第13条の3第1項、第3項、第23条の2の4、第23条の24第1項及び第3項の規定に基づく外国製造業者の認定件数は78件、医薬品医療機器等法第40条の2第1項及び第3項の規定に基づく修理業の許可件数は49件であった。

b 医薬品医療機器等法第14条第1項及び第9項の規定に基づき承認された医薬品及び医薬部外品は、それぞれ227品目、23品目、医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項及び第11項の規定に基づき承認された医療機器及び体外診断用医薬品は、それぞれ30品目、2品目であった。

(i) 動物用医薬品等の再審査及び再評価

承認を受けている動物用医薬品又は再生医療等製品については、医薬品医療機器等法第14条の4第3項又は第23条の29第3項の規定に基づき、新規性が高い製品について、市販後もある一定の期間、使用成績等調査を行い、その結果から再度、製剤の有効性及び安全性について審査を行っている(再審査)。また、医薬品医療機器等法第14条の6第2項又は第23条の31第2項の規定に基づき、製剤の有効性及び安全性に関する最新の科学的知見により、必要に応じて再度、有用性を評価している(再評価)。令和元年度は、32件の再審査申請があり、2件について結果を通知した。再評価については、新たに指定された成分はなく、過去に指定されたものについて5件の申請があり、1件について結果を通知した。

(ii) 動物用医薬品の使用の規制

医薬品医療機器等法第83条の3の規定に基づき、畜水産物の安全性を一層確保するため、未承認医薬品及び人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある等として食品衛生法の規定に基

づき食品において「不検出」とされている物質を含有する医薬品につき、家畜等への使用を禁止している。令和元年度末時点では、クロラムフェニコール、マラカイトグリーン等16の物質を家畜等への使用が禁止されている物質として指定している。

また、動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等を介して人の健康を損なうおそれのあるものについては、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成25年農林水産省令第44号)により使用者が遵守すべき基準(使用基準)を定めている。令和元年度は、1種類の動物用医薬品について使用基準の設定を行った。

(エ) 検定等の検査

表3 医薬品医療機器等法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した令和元年度の検定状況

生物学的製剤(受付件数364件)	
合格	362件
不合格	0件
中止	2件

表4 医薬品医療機器等法第69条第4項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した令和元年度の収去品の検査

	収去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	3件	0件	1件
抗生物質製剤	1件	0件	0件
生物学的製剤	11件	0件	0件

(カ) 薬事監視事務打合せ会議

薬事監視事務打合せ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため、都道府県の薬事監視員を対象に実施されている。令和元年度は令和元年10月24日に開催し、畜水産物の安全確保の徹底及び事務手続の説明等を行った。

(2) 放射性物質対策

ア 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定

平成23年8月、農地土壌の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を設定し、肥料の種類に応じた検査方法を定めた。

また、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用に当たっては、暫定許容値

を下回ることを確認するよう、周知徹底を図った。  
イ 飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定及び見直し

平成23年4月、牛乳や牛肉が食品中の放射性物質の暫定規制値を超える放射性物質を含むことがないようにするための目安として、牛に給与される粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を設定した。また、同年8月、牛用以外の飼料も含め、飼料中の放射性セシウム暫定許容値を設定した。

さらに、食品中の放射性物質の新基準値が平成24年4月1日から適用されるに際し、畜産物がこの新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないように、牛の飼養試験等のデータを活用して、同年2月3日に、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値を300Bq/kgから100Bq/kgに改定した。豚、家きん等用の飼料の放射性セシウムの暫定許容値についても、同年3月23日に改訂し、同年4月1日から適用した(表5)。

表5 飼料の放射性セシウムの暫定許容値

	暫定許容値(Bq/kg)	
	改訂前	改訂後
牛、馬用	300	100
豚用	300	80
家きん用	300	160
養殖魚用	100	40

(製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

### 3 薬剤耐性対策の推進

平成28年4月に「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)が関係閣僚会議において決定され、関係省庁が連携して対策を推進している。アクションプランは、①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗菌剤等の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力の各分野について、それぞれ目標と戦略、具体的な取組を記載している。

#### (1) 動物分野におけるアクションプランの取組状況

##### ア 普及啓発・教育

令和元年11月9日に、薬剤耐性対策に係る自発的な活動を喚起奨励し、薬剤耐性対策の全国的な広がりを促進することを目的とした第3回薬剤耐性(AMR)対策普及啓発活動表彰式が行われ、農林水産大臣賞として1事例を表彰した。また、同月25日に日本医師会、日本獣医師会及び厚生労働省の

協力を得てシンポジウム「“One Health”時代を迎えた薬剤耐性対策」を開催し、薬剤耐性対策の優良事例の紹介等を行った。その他、獣医師向けの抗菌剤治療ガイドブックや、生産者等向けの薬剤耐性対策のポイント動画等を冊子またはDVDとして獣医療関係団体、都道府県等に配付し普及活動を行った。

##### イ 動向調査・監視

家畜、養殖水産動物及び愛玩動物の薬剤耐性に関する全国的な動向調査・監視を引き続き実施した。また、厚生労働省と協力し、ヒト、動物、環境に関する薬剤耐性の動向について「薬剤耐性ワンヘルス動向調査年次報告書2019」としてとりまとめた。さらに、薬剤耐性菌の遺伝子情報を蓄積し解析するためのゲノムデータベースを構築した。

##### ウ 感染予防・管理

動物の健康状態を良好に維持することで、抗菌剤の使用機会を減らすよう、抗菌剤の代替となる動物用ワクチン等の実用化の支援を実施した。

##### エ 抗菌剤等の適正使用

「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」に基づき、食品安全委員会のリスク評価を受け、リン酸タイロシンを令和元年5月に、テトラサイクリン系2物質を同年12月に、飼料添加物としての指定をそれぞれ取り消した。また、平成30年から導入した抗菌剤使用指導書制度を適確に運用するため、魚類防疫員等に対する研修を実施した。

##### オ 研究開発・創薬

感染症の発生を予防することで抗菌剤の使用機会の低減に資するよう、ワクチンや抗菌剤の代替となる資材の実用化のための事業を実施した。

##### カ 国際協力

令和元年9月に日本で開催されたOIE地域総会における薬剤耐性に関する検討議題に参画した。また、薬剤耐性に関するOIEの作業グループに我が国の専門家が出席し、OIEの取組を支援した。

#### (2) 農業分野における取組状況

農業分野における薬剤耐性の実態を把握するため、平成31年度、農薬として登録されていて、医療にも用いられる抗菌剤について、薬剤耐性のリスク評価に必要な調査を実施するとともに、薬剤耐性の獲得を評価する手法の開発に向けた研究プロジェクトを実施した。

## 4 家畜防疫対策

### (1) 家畜伝染病の発生状況

#### ア 海外における主な家畜伝染病の発生状況

口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザについては、令和元年度も、世界的に広範囲にわたり発生が報告されている。また、本項目では拡大が懸念されているアフリカ豚熱についても紹介する。

##### (ア) 口蹄疫

令和元年度末時点で 68 か国が国際獣医事務局(OIE)により口蹄疫ワクチン非接種清浄国のステータスに認定されている。

アジア地域では、これまで、口蹄疫の7つの血清型のうち、A、O及び Asia1 型の3型の発生が報告された。

O型口蹄疫に関しては、従来から東アジア地域で発生が継続している。令和元年度もロシア、中国、ミャンマー等で発生が認められたアジア地域では、多くの国がワクチン接種による疾病コントロールを実施している。

アジア地域以外では、アフリカ、中東等において本病の発生が報告された。

##### (イ) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成 16 年以前は東・東南アジア地域に限定されていたが、平成 17 年には中央アジア及びヨーロッパに、平成 18 年には中東及びアフリカにまで拡大した。

令和元年度には、アジア地域において7の国及び地域(ブータン、中国、台湾、インド、ネパール、フィリピンおよびベトナム)で本病の発生が報告された。

中国では令和元年度に新疆ウイグル自治区および四川省において H5N6 亜型のウイルスが、湖南省においては H5N1 亜型のウイルスが報告されている。アジア地域以外でも、欧州、中南米、中東、アフリカ等、世界各国で発生が報告された。

##### (ウ) アフリカ豚熱

本病はアジア、ロシア及びヨーロッパにおいて、野生いのしし及び豚における発生が続いている。

平成 30 年 8 月、中国遼寧省においてアジアで初となる本病が発生し、その後、中国全土へ発生が拡大した。アジアにおける本病の発生は中国にとどまらず、モンゴル、ベトナム、カンボ

ジアに続き、令和元年 5 月には香港及び北朝鮮、6 月にはラオス、7 月にはフィリピン、8 月にはミャンマー、9 月にはインドネシア、韓国及び東ティモール、令和 2 年 1 月にはインドにおいてそれぞれ初の発生が報告された。

ヨーロッパでは、令和元年 7 月にスロバキア及びセルビアで、令和 2 年 2 月にギリシャで豚における初の発生が認められた。

#### イ 国内における主な監視伝染病(家畜伝染病及び届出伝染病)の発生状況

令和元年度における主な監視伝染病の発生状況は、以下のとおり。

##### (ア) 家畜伝染病

平成 30 年 9 月以降発生が継続している豚熱については、令和元年度も 8 県において 41 事例の発生が確認され、平成 30 年 9 月以降の通算では、8 県において 58 事例の発生となっている。その他の主な家畜伝染病の発生状況は以下のとおり。

表 6 その他の主な家畜伝染病発生状況

疾 病 名	発生戸数	発生頭羽数
ヨーネ病	397	1,021
腐蛆病	32	95

注 1：発生頭羽数：当該疾病と確定診断された頭数。

注 2：腐蛆病：発生頭羽数については、群数として表示。

注 3：対象家畜が複数の場合、それぞれの畜種の発生数を合計。

##### (イ) 届出伝染病

牛伝染性リンパ腫については、2,012 戸で 4,189 頭の発生が報告され、昨年度と比較して増加傾向にあった。その他の主な届出伝染病発生状況は以下のとおり。

表 7 その他の主な届出伝染病発生状況

疾 病 名	発生戸数	発生頭数
牛ウイルス性下痢(牛)	192	354
サルモネラ症(牛・豚)	187	562
豚丹毒	285	2,003

注 1：発生頭数：当該疾病と診断された頭数。

注 2：対象家畜が複数の場合、それぞれの畜種の発生数を合計。

### (2) 家畜防疫

#### ア 各種疾病の発生予防及びまん延防止対策

鳥インフルエンザ、口蹄疫及び豚熱については

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。)第3条2項に規定される特定家畜伝染病防疫指針に基づき防疫対策を講じた。高病原性鳥インフルエンザについては、平成29年度の事例以降発生がなく、口蹄疫については、平成22年の事例以降発生がないため、両疾病ともに令和元年度も清浄性を維持した。豚熱については、平成30年9月以降、8県で発生が確認されており、本年度は41事例において、迅速な防疫措置を実施した。家畜の伝染性疾患の発生及びまん延を防止するため、家伝法に基づき、家畜伝染病予防費負担金により、都道府県が実施する各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を支援した。豚熱の国内での発生やアフリカ豚熱の近隣諸国での発生拡大から我が国への侵入リスクが高まっている状況を踏まえ、豚及びいのししの飼養衛生管理基準の見直しを行い、農場ごとの飼養衛生管理マニュアルの作成や農場防護柵等の野生動物の侵入防止対策、食品残さを飼料利用する際の加熱処理対策といった内容を新たに規定した。

イ 我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策

(7) OIEによる「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定

OIEでは、加盟国のBSEリスクステータスについて、認定を行っており、我が国は、平成25年5月のOIE年次総会で、最上位である清浄度の高い「無視できるBSEリスク」の国に認定されており、令和元年度もそのステータスを維持した。

(イ) 我が国におけるBSEの発生状況及び対策

我が国のBSE感染牛の発生については、平成13年9月に初めて確認されたが、平成21年1月を最後に確認されていない。これまでに本病の発生が確認された牛は計36頭で、このうち、最も直近に生まれた牛は、平成14年1月生まれ(平成15年11月確認)であった。

BSE対策としては、家伝法、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)及び飼料安全法に基づき、全月齢の臨床疑い牛、満48か月齢以上の起立不能牛及び96か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制等の対策を実施している。また、これらに併せて、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)に基づき、牛トレーサビリティ制度も実施した。

(ウ) 農場サーベイランス(死亡牛BSE検査)

平成31年4月、BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針を改正し、農場サーベイランスにおける検査対象牛を、全月齢の臨床疑い牛及び48か月齢以上の死亡牛から全月齢の臨床疑い牛、満48か月齢以上の起立不能牛及び96か月齢以上の死亡牛に変更するとともに、サーベイランスの集計手法について国際的な基準への整合性を図るなどの変更を行った。令和元年度は24,080頭の検査を実施し、陽性牛は確認されなかった。本サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため、生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じた。

(参考)厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省では、食品安全委員会での評価結果に基づき、これまで輸入を禁止していた以下の国からの牛肉について、輸入を再開した。

・スペイン(令和2年1月15日再開、30か月齢以下)

ウ 家畜の伝染性疾患の清浄化に向けた取組

牛のヨーネ病対策として、家伝法に基づく定期的な検査に加え、牛のヨーネ病防疫対策要領(平成25年4月1日付け24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、感染牛が確認された農場における追加検査や、感染しているおそれの高い牛の自主とう汰等を推進した。

牛伝染性リンパ腫対策として、「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン」(平成27年4月2日付け27消安第6117号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、牛伝染性リンパ腫対策実施農場及び共同放牧場における検査及び陰性証明書の交付、吸血昆虫の忌避駆除対策等を推進した。

牛ウイルス性下痢(BVD)対策として、「牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン」(平成28年4月28日付け28消安第734号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に基づき、BVDが検出された農場等における検査及び持続感染牛の自主とう汰、ワクチン接種等を推進した。

豚のオーエスキー病対策として、平成3年からオーエスキー病防疫対策要領(平成3年3月22日付け畜A第431号農林水産省畜産局長通知)に基づき、ワクチン接種を活用した防疫対策により、生産者と一体となって発生予防と清浄化を推進した結果、全国的に清浄化が進展した。地域一体となったワクチン接種、検査、自主とう汰等の取組

を一層推進するため、平成29年3月、「オーエスキー病防疫対策要領」を改正した。

エ 各種疾病の発生予防

家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、家伝法に基づき、家畜伝染病予防費負担金により、都道府県が実施する各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を支援した。

(3) 家畜保健衛生

ア 家畜保健衛生所の施設及び機器整備

近隣アジア諸国における近年の家畜伝染病の発生状況を踏まえると、水際での防疫体制を強化するとともに、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、疾病の監視を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっている。このため、地域の防疫及び監視体制の強化を図る観点から、リアルタイムPCR装置などの迅速な検査及び高度な疫学診断等を可能にする機器を家畜保健衛生所に配備し、検査体制を整備した。また、交差汚染による疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集合する施設の出入口に車両消毒施設を整備するとともに、家畜保健衛生所に野生いのししの病性鑑定施設等を整備した。

イ 家畜衛生に関する各種取組等

家畜衛生に関する各種指導を都道府県から畜産農家等に対して行うことにより、畜産の進展に伴った家畜衛生技術の浸透及び定着を図った。また、地域の実情に則した家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所等が行う地域一体となった取組に対し、消費・安全対策交付金により支援を行った。

これにより家畜保健衛生所等が行った具体的な取組は以下のとおり。

(7) BSE検査及び清浄性の維持

BSEの浸潤状況をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛BSE検査について、必要な検査資材の導入や焼却等の適正な廃棄物処理等への支援を行うことで、死亡牛BSE検査を確実かつ円滑に推進した。

検査の実施頭数は、(2)イの項を参照のこと。

(イ) 監視及び危機管理体制の整備

家畜衛生に係る情報の提供を円滑に行うため、病性鑑定成績、巡回指導等による家畜衛生情報の収集及び分析を行った。

また、診断予防技術の向上を目的として、伝

染性疾病の新たな診断方法及び予防技術を確立するための調査及び検討を実施した。

加えて、家畜保健衛生所が行う検査の信頼性を確保するため、精度管理を行うに当たり必要となる講習会等の開催や検査機器の校正を行った。

このほか、まん延防止措置の円滑化を図るとともに、地域の実情に即した防疫体制を確保するため、関係者を集めた連絡調整会議の開催及びブロック内の防疫演習を実施した。

(ウ) 家畜の生産性を低下させる疾病等の低減

畜産農家における生産性の向上を図るため、牛のEBLやBVD、豚の豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)等の家畜の生産性を低下させる疾病等の低減を目的として、疾病発生状況等の調査及び検査を実施した。

また、豚熱の発生を受け、消費・安全局長が定める地域において、野生動物を対象とした清浄性または浸潤状況を確認するための検査、野生動物拡散防止のためのバイオセキュリティ対策を実施した。

(エ) 生産衛生の確保

卵のサルモネラ総合対策指針に基づくサルモネラの清浄化に向けた養鶏農場の調査及び検査、医薬品の品質確保及び薬剤残留並びに薬剤耐性菌等に関する情報収集を実施した。

(オ) 地域衛生管理体制の整備

安全な畜産物の生産を推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、豚熱等の発生予防のための講習会の開催など、地域における行政担当者、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

(カ) 農場のバイオセキュリティの向上

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえつつ、防鳥ネットの設置など、農場におけるバイオセキュリティを向上させる取組を推進した。

ウ HACCPの考え方をとり入れた生産衛生管理(農場HACCP)の推進

家畜の高度な飼養衛生管理を推進し、我が国の畜産物の安全性向上と消費者の信頼確保を図るため、農場HACCPの導入・実施指導を行う農場指導員を養成する研修会を開催した(524名受講)。

また、農場HACCPの取組を強化するため、農場HACCPの取組によるメリットの分析及び広報・周知、海外向け広報活動を支援した。

エ 調査研究

第60回全国家畜保健衛生業績発表会は、令和元年9月25日及び26日の2日間、銀座ブロッサム中央会館において開催され、全国の各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した調査成績、研究成果等が発表された。このうち、優れた発表として、2題が農林水産大臣賞に、22題が消費・安全局長賞に、それぞれ選出され、賞状が授与された。

(4) 技術普及

令和元年度家畜衛生講習会及び研修会

家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、さらに、家畜衛生技術の向上を図るために家畜衛生講習会及び研修会を実施した。令和元年度は、家畜衛生講習会については農研機構動物衛生研究部門の本所、支所及び海外病研究施設並びに千葉県農業共済連で計12回開催され、延べ338名が受講した。また、家畜衛生研修会については、農研機構動物衛生研究部門の本所で計4回開催され、延べ185名が受講した。各講習会及び研修会の種類、開催状況(回数及び受講人数)は表8のとおりである。

家畜衛生講習会は、受講者の家畜衛生技術の向上だけでなく、受講者による伝達講習の実施、各種事業等を通じた地域の家畜衛生関係技術者や畜産農家への家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透といった効果にもつながった。

表8 令和元年度家畜衛生講習会及び研修会

種類	回数	受講人数		
		県職員	その他	計
① 家畜衛生講習会	12	320	18	338
基本講習会	1	61	1	62
総合講習会	1	36	1	37
特殊講習会	10	223	16	239
牛疾病	1	39	2	41
豚疾病	1	41	2	43
鶏疾病	1	38	2	40
繁殖障害	1	7	0	7
病性鑑定	4	29	0	29
獣医疫学	1	28	1	29
海外悪性伝染病	1	47	3	50
② 家畜衛生研修会	4	179	6	185
計(①+②)	16	499	24	523

(5) 検疫関係

ア 我が国における一時輸入停止及び再開等の措置

我が国は、輸入される動物、畜産物等を介した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の我が国へ

の侵入を防止するため、これらの疾病が発生した国及び地域からの動物、畜産物等の輸入を一時停止する措置(加熱処理したものは除く。)を講じている。

平成31年度は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが発生した米国・コネチカット州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、デンマーク、チリ、フランス・ロワール・エ・シェール県、英国・サフォーク州、ポーランド、ハンガリー・コマーロム・エステルゴム県、ハイドゥ・ビハール県、バーチ・キシュン県、チョングラード県、ウクライナ、ドイツ・パーデン・ビュルテンベルク州、ニーダーザクセン州、ブルガリア、フィリピンに対し、生きた家さん、家さん肉等の輸入を、それぞれ一時停止した。

また、上記のうち米国・コネチカット州、チリ、デンマークの他、平成30年度までに鳥インフルエンザの発生により輸入停止措置を講じた国及び地域のうち米国・ミネソタ州、ペンシルバニア州、フランス・ヴァル・ド・ワーズ県、デンマーク、ブルガリアについて、鳥インフルエンザ等の清浄性が確認されたことから、一時輸入停止措置を解除し、生きた家さん、家さん肉等の輸入を再開した。

このほか、野生ヘラジカにおいて慢性消耗病が発生したスウェーデンに対し、シカ科動物及びシカ科動物の肉等の輸入を、一時停止した。

なお、我が国では、口蹄疫の発生によりアジアの全ての国及び地域からの偶蹄類の動物及びその畜産物の輸入を、鳥インフルエンザ等の発生によりアジアのほとんどの国及び地域からの生きた家さん、家さん肉等の輸入を、それぞれ禁止している。

イ 水際検疫の強化

(7) 家畜伝染病予防法の改正

近隣諸国で流行するアフリカ豚熱などの家畜の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、令和2年3月に家畜伝染病予防法が改正され、家畜防疫官の権限及び輸出入検疫違反の罰則が強化された。

(4) 畜産物の違法持込みに対する対応の厳格化

税関等と協力して違法持込みに対する警告書の交付(令和元年度末時点で1000件以上)や違反者情報をデータベース化するとともに、悪質な事例は告発するなど、罰則の適用を厳格化した。令和元年度には6件9人の逮捕者が出ている。

(7) 動物検疫所への検疫探知犬の導入

第4章 消費・安全局

動物検疫所では、入国者の手荷物及び海外からの国際郵便物から動物検疫の対象となる肉製品等を摘発するため、令和元年度末までに、新千歳空港、成田国際空港、東京国際（羽田）空港、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、岡山空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港及び川崎東郵便局に合計 53 頭を配置し、水際検疫を強化している。

(エ) アフリカ豚熱の国内侵入防止対策の強化

平成 30 年以降、アジア地域においてアフリカ豚熱の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっている。

アフリカ豚熱の国内侵入防止対策として、海外から「持ち出させない」ため、事前周知型の広報活動を実施しており、航空会社の協力による出発空港におけるリーフレット掲示や機内アナウンスによる案内、在外日本大使館の SNS を通じた海外向け注意喚起等を行っている。外国人技能研修生の受け入れを支援する関係団体等への協力要請も行っている。

日本に「持ち込ませない」ための対策として、動物検疫所では、アフリカ豚熱の発生国からの旅客便に対する検疫探知犬及び家畜防疫官による旅客への口頭質問や携帯品検査の実施強化、海外農場等への訪問歴や日本国内での家畜に触れる予定等についての質問及び必要に応じた衛生指導や手荷物等の消毒を実施している。また、靴底消毒（国際線に加え、国内線においても、2020 年 3 月 31 日時点で、25 道府県 55 空港 19 海港にて設置をしている。）を実施している。さらに、国際郵便局への検疫探知犬派遣等、郵便物への検査体制を強化、全国の空港・港への多言語ポスターの掲示や動物検疫所ウェブサイトの多言語化や多言語動画の配信による肉製品持込禁止の周知、畜産関係者への注意喚起、を継続的に実施している。

その他、旅客便やクルーズ船内で提供される機内食（船内食）の残渣処理事業者に対して臨時立入調査を実施し、厨芥残渣が適切に処分されていることを確認した。

ウ 輸出入検疫の実績

平成 31 年、令和元年における主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな）の輸入検疫実績は、牛は 17,749 頭（前年比 122.6%）と、前年と比べて増加したが、豚は 497 頭（前年比 94.5%）、めん羊は 30 頭（前年比 28.0%）、馬は 4,760 頭（前年比 90.9%）、初生ひなは 473,155 羽（前年

比 90.6%）と、前年と比べて減少した。また、山羊が 16 頭輸入された。主要動物の輸出検疫実績は、馬は 140 頭（前年比 102.2%）であった。

また、同年における畜産物の輸入検疫実績については、肉類全体では 3,071,968 t（前年比 99.8%）であり、主な畜種ごとでは、牛肉は 688,023 t（前年比 97.6%）、豚肉は 1,146,489 t（前年比 100.9%）、家きん肉は 1,061,786 t（前年比 100.1%）であった。肉類全体の輸出検疫実績は、17,127 t（前年比 91.8%）であり、牛肉は 4,396 t（前年比 123.8%）と前年より増加したが、豚肉は 2,941 t（前年比 70.3%）、家きん肉は 9,231 t（前年比 90.1%）と前年より減少した。

表 9 平成 31 年、令和元年の輸出入検疫数量

（平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの集計）

（単位＝動物：頭羽、畜産物：t）

（－は検疫の対象外のため検査なし）

（かっこ内：対前年比。－は対前年の実績がなく百分率の出せなかったもの。）

<動物>	輸出		輸入	
牛	0	(-)	17,749	(122.6%)
豚	0	(-)	497	(94.5%)
めん羊	0	(-)	30	(28.0%)
山羊	0	(-)	16	(-)
馬	140	(102.2%)	4,760	(90.9%)
兎	165	(179.3%)	2,622	(33.8%)
初生ひな	0	(-)	473,155	(90.6%)
他の偶蹄類	0	(-)	9	(60.0%)
他の馬科	0	(-)	0	(0%)
犬	6,857	(98.2%)	6,591	(101.3%)
猫	2,236	(108.8%)	2,515	(109.7%)
きつね	0	(-)	26	(72.2%)
スカンク	0	(-)	0	(0%)
サル	-		4,885	(100.2%)

<畜産物>	輸出		輸入	
骨類	93	(485.8%)	35,826	(101.5%)
肉類	17,127	(91.8%)	3,071,968	(99.8%)
臓器類	258	(56.5%)	90,400	(100.8%)
卵類	9,341	(149.9%)	6,309	(96.2%)
皮類	75,898	(102.1%)	35,855	(105.3%)
毛類	304	(103.2%)	3,388	(99.7%)
乳製品類	1,197	(76.7%)	449,804	(102.0%)
ミール製	0	(-)	1,970	(97.4%)
動物性加工たん白	-		650,673	(99.4%)
稲わら等	-		227,762	(95.4%)

(注)他の偶蹄類として、フタコブラクダ 5 頭が輸入された。

エ 輸出入検疫協議の状況

(ア) 輸入検疫協議の状況

我が国は、海外からの指定検疫物の輸入解禁やゾーニング(疾病が発生している国において、疾病の発生が無いと認められる地域からの輸入を継続すること)適用等の要請に対し、原則として畜種ごとにリスク評価を実施し、輸出国(又は

地域)における口蹄疫等の重要な疾病の清浄性等を確認できた場合に限り、輸入の解禁やゾーニングの適用等を行うこととしている。

平成31年度は、アイルランドからの生鮮めん羊肉、ウクライナからの生鮮家きん肉、クロアチアからの生鮮牛肉、スペインからの生鮮牛・めん羊・山羊肉、オランダからの初生ひな及び種卵、サウジアラビアから帰国する国際交流競走馬に関する家畜衛生条件を新たに設定し、輸入を解禁した。また、ドイツからの家きん肉について、高病原性鳥インフルエンザのゾーニングを適用する家畜衛生条件を設定した。

加えて、米国、カナダ、アイルランド及びイタリアからの生鮮牛肉、メキシコからの偶蹄類動物の生鮮肉、米国からの生鮮家きん肉、ロシア及びタイからの加熱処理偶蹄類動物の肉、ロシアからの加熱処理家きん肉、米国からの加熱処理液卵、豚肉由来及び家きん肉由来ペットフード並びにペットフード原料用家きん肉粉、チリ産加熱処理家きん肉リスト国からの国際交流競走馬、豪州からの繁殖用牛の家畜衛生条件を改正した。

(イ) 輸出検疫協議の状況

農林水産省では、我が国からの輸出に当たり検疫条件を課している国・地域向け畜産物に関し、「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、検疫条件の厳しい国・地域や品目について、当該国・地域との動物検疫協議を重点的かつ戦略的に進めている。その結果、令和元年度には、シンガポール向け家きん肉、家きん肉製品及び卵製品、タイ向け豚肉、マカオ向け殻付き卵並びにEU向け家きん肉等の輸出が可能になった。

(6) 獣医事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法(平成4年法律第46号)に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。基本方針は概ね10年ごとに見直しており、平成22年度に第3次基本方針を策定したことから、獣医事審議会において新たな基本方針について議論し、令和2年3月27日にとりまとめられた。

イ 第71回獣医師国家試験

第71回獣医師国家試験は、令和2年2月18日及び19日の2日間、全国3会場で行われ、受験者1,183名中1,023名(86.5%)が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

ウ 獣医師の届出

獣医師法第22条の規定に基づく届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、平成30年12月31日現在の状況を39,710名が届け出た。

エ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第71回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第1項第3号及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱、③新たな獣医療を提供する体制の整備のための基本方針、④獣医師法第16条の2第1項及び第2項の規定に基づく診療施設の指定等について審議が行われた。

オ 小動物獣医療

獣医療における高度な放射線診療の体制を整備するため、診療施設の構造設備の基準及び診療施設の管理に関して、平成21年2月20日に獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示を施行した。また、犬、猫を対象とした、陽電子断層撮影診療に診療施設内で製造される放射性同位元素を用いることに関して、平成31年4月5日に獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示を施行した。これらの周知を図るため、都道府県の担当者を対象とした放射線防護に関する講習会を開催した。

カ 愛玩動物看護師

愛玩動物を対象とした動物看護師の資質向上・業務の適正を図ることを目的とし、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務内容、免許制度等を規定した愛玩動物看護師法(令和元年法律第50号)が、議員立法により成立し、令和元年6月に公布された。

また、令和元年12月に指定試験機関に関連する規定が施行され、公募を経て、令和2年2月27日付けで指定試験機関として、(一財)動物看護師統一認定機構を指定した。

5 魚類防疫対策

(1) 輸入防疫

- ア 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく輸入防疫制度では、輸入防疫対象疾病として24疾病を定めている。輸入許可の対象となる動物はサケ科、フナ属、コイ等を含む魚類、クルマエビ科、テナガエビ科等を含む甲殻類、アワビ、カキ、ホタテガイ等を含む貝類となっている。対象品目について、生きているものについては全ての成長段階のものを対象にしている(ただし、食用については、公共用水面に直接排水する施設で管理するもののみを対象とする。)
- イ 水産資源保護法に基づき、令和元年は、金魚813件(昨年749件)、サケ科魚類31件(昨年12件)及び甲殻類39件(昨年50件)について、輸入許可を行った。

(2) 国内防疫

- ア 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく国内防疫制度では、国内防疫の対象疾病を特定疾病として、輸入防疫と同様に24疾病を定めている。対象動物にも輸入許可の対象動物と同様の魚類、甲殻類、貝類等を含めている。
- イ 特定疾病であるコイヘルペスウイルス(KHV)病の令和元年度の発生確認件数は、天然水域で2件(昨年度1件)、養殖場等で25件(昨年度41件)であった。また、同じく特定疾病であるマボヤの被囊軟化症の令和元年度の発生確認件数は6件(昨年度8件)であった。
- ウ 国内で発生が確認されているKHV病等の重要な疾病について、防疫対策を実施した。また、KHV病等我が国養殖水産動物の重要疾病に対する診断・予防・治療技術の開発を行うとともに、関係者への普及・啓発等を推進した。

6 植物防疫対策

(1) 病虫害防除

- ア 環境に配慮した防除対策  
食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中、農林水産省は、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものへ転換することとしている。病虫害防除についても発生予察情報等に基づき、農薬だけに頼らず、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病虫害・雑草管理(Integrated Pest Management: IPM)を普及することとし、平成17

年に定めた総合的病虫害・雑草管理実践指針を基に、環境に配慮した防除の推進に取り組んでいる。具体的には、平成20年度までに策定・公表した主要11作物(大豆、トマト及びなし等)のIPM実践指標モデルに基づき、都道府県の実情に合わせたIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等を引き続き推進することにより、天敵やフェロモン、温湯消毒等を利用した防除技術の評価基準を作成する事業に取り組んだ。

平成17年度から令和元年度のこれらの取組結果を各都道府県ごとに取りまとめたところ、これまでに全316種類のIPM実践指標について策定されており、都道府県Webサイトや農業者指導冊子等に掲載されることにより、農業生産現場で農業者自らがIPMへの取組を確認できる指標として使用されている。これまでの取組結果については、農林水産省Webサイトでも公開している。

- イ 生産量の少ない作物の農薬登録推進  
年間生産量が3万t以下の作物(地域特産作物)では、農薬メーカーの商業的な理由等により農薬登録が進まず、栽培上問題となる病虫害に有効な登録農薬が少ない。生産振興のためには生産量の少ない作物への農薬登録を効率的に進める必要があり、生産者や都道府県の主体的な取組や都道府県間の連携が必要である。そこで、「病虫害防除・農薬登録推進中央協議会」において、都道府県が登録を要望する農薬と農作物を農薬登録推進リストとして取りまとめ、都道府県等の関係者へ情報提供を行った。  
また、生産拡大が期待される薬用作物等の地域特産作物について、①農薬の適用拡大試験を行うための試験設計の支援及び農薬の適用拡大に必要な試験(薬効・薬害試験、作物残留試験等)の実施、②多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系の確立を行うため、「食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築事業」を実施した。

- ウ 発生予察事業  
農林水産省では、稲、麦、果樹、茶及び野菜等の病虫害を対象として発生予察事業を実施しており、全国の主要な病虫害の発生動向を取りまとめた病虫害発生予報を計10回発表した。  
令和元年度の主な病虫害発生状況は以下のとおり。  
(ア) 水稻：病害では、梅雨明けの遅れや、8月後半のたびたびの大雨等により、一部の地域で葉いもちの発生が平年に比べ多くなった。このう

ち、秋田県、福岡県及び長崎県では注意報が発表され、適期防除が指導された。

害虫では、トビイロウンカについて、6月以降、九州を中心に飛来が確認され、その後も各地で断続的な飛来が続いたこともあり、例年に比べて早い時期から広い範囲で本虫が確認された。7月下旬から8月中旬が高温だったこともあり、西日本で本虫が多発し、坪枯れが確認されたことから、被害の拡大を懸念した8県（延べ8件）から警報、20府県（延べ27件）から注意報が発表され、薬剤散布の徹底や早期刈り取りが指導された。しかしながら、断続的な飛来により様々な発育ステージの本虫がほ場内に発生していたことで薬剤散布の効果が十分に得られなかったことや、8月下旬の大雨で適期に薬剤散布が実施できなかったこと等により、一部地域では発生を十分に抑えることが困難となった。

斑点米カメムシ類について、地域によって、すくい取り調査等において平年を上回る発生が確認されたことから、6月から8月の間に13道県（延べ16件）から注意報が発表され、出穂前の水田周辺雑草の除草や適期の薬剤防除が指導された。

- (イ) 麦：春先の気温が高く、麦の生育が早まった地域において、赤かび病の防除適期も例年より早まることが想定されたため、技術情報等により適期の防除が指導された。
- (ウ) 果樹：病害では、北日本を中心に多発したリンゴ黒星病について、防除指導の徹底により生産者等の防除に対する意識が向上したことや、重点防除時期に当たる春先に的確に防除が行われたこともあり、一部地域を除いて発生は少なかった。

モモせん孔細菌病について、春先の春型枝病斑の発生ほ場率が高く、一部では幼果での発生も確認されていたことから、4月から5月にかけて4県（延べ4件）から注意報が発表され、り病部の除去、薬剤散布等の徹底が指導された。全国的には、果実被害は限定的と見込まれるものの、本病が多発した地域や台風等の影響により本病の発生が拡大すると予測された地域では、翌年産における発生を抑制するため、秋季

防除の徹底が指導された。

害虫では、果樹カメムシ類について、平成30年の秋季の発生量が多かったことから春先からの越冬世代の予察灯等への誘殺数が多く、その後の当年世代の発生も多くなると予測されたことから、4月から9月にかけて10都府県（延べ12件）から注意報が発表され、果樹園への飛来状況に応じた防除の徹底が指導された。

- (エ) 野菜及び花き：病害では、サツマイモ基腐病について、宮崎県及び鹿児島県の一部で発生が認められ、各県が独自に作成している防除技術情報等によって、排水対策や植付け前の苗消毒等の防除の徹底が呼びかけられた。農林水産省では、関係県及び農研機構と連携して効果の高い対策の確立に取り組み、次期作における防除対策を提示した。

平成28年、西日本の一部の地域で甚大な被害をもたらしたタマネギベと病について、冬季に本病に感染した一次伝染源（越年罹病株）の除去、適期の薬剤散布等の防除対策を徹底するため、2月から3月にかけて5府県（延べ5件）から注意報が発表された。平成30年と同様、令和元年産は本病の発生が問題となることはなかった。

大豆・野菜・花き類を加害するチョウ目害虫について、平年より発生が多く、シロイチモジヨトウについては5府県（延べ6件）、ハスモンヨトウについては2府県（延べ2件）から注意報が発表され、当該虫発見時の捕殺や殺虫効果が高い若齢期での薬剤散布等の防除が指導された。

第4章 消費・安全局

表10 病害虫発生状況及び防除状況(令和元年度実績)

病害虫名	発生面積 (千ha)	延べ防除面積 (千ha)	地域別概評		
			多い	多い～やや多い	やや多い
(イネ)					
葉いもち	235	1,311	北東北	北九州	関東、東海、四国
穂いもち	216	1,121	北東北、北九州		東海、四国
紋枯病	581	656	東海、北陸	近畿、四国、北九州	南東北、関東、中国、南九州
白葉枯病	4	74	東海	中国	近畿
もみ枯細菌病	27	355	北陸	中国	南東北、四国、北九州
セジロウンカ	390	1,175			北関東、四国、北九州
トビイロウンカ	227	892	四国、北九州	北陸、東海、近畿、中国、南九州	南関東
ヒメトビウンカ	705	1,238	北海道、北九州	南関東、中国、四国	北東北、南九州
斑点米カメムシ類	763	2,271	北海道、北東北	南東北、関東、北陸、中国、四国、九州	甲信、東海、近畿
コブノメイガ	178	430	北九州	東海、近畿、中国、四国、南九州	南東北
イネミズゾウムシ (ムギ類)	452	812			北東北、北陸、東海、九州
うどんこ病	20	329	北東北、東海、近畿		甲信
赤かび病	28	497		北東北	東海、近畿
雪腐病類 (ダイズ)	24	94			甲信
ハスモンヨトウ	19	63			
吸実性カメムシ類 (カンキツ類)	43	135	北関東、四国	北陸	北東北、近畿、北九州
黒点病	39	202		四国	南関東
かいよう病 (リンゴ)	16	80		東海、南九州	近畿、四国
斑点落葉病	6	324	南東北、東海		北海道、北東北、北関東
黒星病	9	363	北海道、南東北	北東北	
ハダニ類	6	41		北陸	北海道、東北、北関東、近畿
(ナシ)					
黒斑病	1	41	四国		
黒星病	4	119	北陸、四国		南東北、甲信、近畿、中国、南九州
ナシヒメシンクイ (モモ)	1	61	中国、四国	北陸	南東北、関東
せん孔細菌病	6	47	甲信、中国	東海	南東北、北陸、近畿
灰星病 (ブドウ)	1	34			北陸、東海
晩腐病	2	43	東海	甲信	北関東、北陸
べと病	4	59			甲信、東海、近畿、南九州

			地域別概評
(野菜共通)			
疫病	0	16	トマトで発生が多い
灰色かび病	6	85	いちご、キャベツ、なす、トマト及びレタスで発生が多い
ハスモンヨトウ	9	55	いちごで発生が多い
ハダニ類	13	100	いちご、きゅうり、サトイモ及びなすで発生が多い

エ 病害虫防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所は、病害虫の発生状況調査等を行い、発生予察事業に基づく防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。

病害虫防除所が国の発生予察事業への協力及び病害虫防除所の運営に要する経費について、都道府県へ植物防疫事業交付金を交付した。

オ 農薬等の空中散布

令和元年度における有人ヘリコプターによる航空防除の延べ面積(林野を除く。)は、水稻防除3万1千ha、水稻以外(畑作物・果樹)の防除7千ha、その他(播種・施肥等)2千ha、ミバエ類再侵入防止等201万3千ha、計205万4千haであった。林業関係では、松くい虫防除1万3千haと野ねずみ駆除5万3千haを中心として、計6万6千haであった。

無人ヘリコプターによる農薬の空中散布の延べ面積は、水稻防除88万1千haを中心として、計100万5千haであった。

カ ドローンによる農薬等の空中散布に関するルールの見直し

無人航空機による農薬等の空中散布については、「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」(平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。)に基づき、安全かつ適正な実施を図ってきた。

一方、平成30年11月に公表された規制改革推進に関する第4次答申において、技術指導指針が、航空法上の義務を課した通知でもないにも関わらず、農業現場では技術指導指針の手続きが航空法に基づく許認可権限を有しているとの誤解を生じさせているため、技術指導指針を廃止するべきと示されたことを受け、令和元年7月、技術指導指針を廃止することとなった。

なお、新たに「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知)を策定し、引き付き、農薬の安全かつ適正な使用を図っていくこととしてい

る。

また、平成30年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、農業用ドローンの利用拡大を図る観点から、補助者の配置義務等の各種規制の妥当性や代替手段を検討することが示された。農林水産省に設置された外部有識者で構成される検討会におけるここでの検討結果を踏まえ、令和元年7月、国土交通省において、補助者の配置が不要となる立入管理区画の設定方法等が記載された「空中散布を目的とした無人航空機飛行マニュアル」が新たに策定された。

(2) 植物防疫

ア 輸入植物検疫制度の見直し

植物検疫に関する国際基準に整合しつつ病害虫のリスクに応じた検疫措置を推進するため、科学的根拠に基づく病害虫リスクアナリシスを実施し、15種の検疫有害動植物(輸入検疫措置の対象とする病害虫)を新たに指定する等の農林水産省令の改正及び関係告示の制定・改正を行った(令和2年1月施行)。

イ 輸入検疫

令和元年度においては、栽植用苗・球根約8億個、種子約2万3千t、切り花約21億本、生果実約173万t、野菜約91万t、穀類・豆類約2,856万t、木材約301万m<sup>3</sup>、その他雑品等約1,163万tについて、輸入検疫を実施した。

輸入が禁止されている植物であっても、病害虫の侵入を防止する措置が確立された場合には、相手国との協議等を経て、輸入を解禁又は輸入条件を緩和している。

ウ 輸出検疫

(ア) 令和元年度においては、栽植用苗・球根1,001万個、種子2,310t、切り花201万本、生果実3万t、野菜1万5千t、穀類・豆類15万2千t、木材175万m<sup>3</sup>、その他雑品11万5千tについて輸出検疫を実施した。このうち、輸出検査の利便性向上のため、青森県津軽地域における台湾向けりんご、豊明花き地方卸売市場におけるアジア向け苗及び切り花等、2万3千件の集

積地検査を実施した。

(イ) 令和元年度においては、輸出振興を図るため、米国向けうんしゅうみかん、ベトナム向けりんご、豪州向けいちご、インド向けりんご、EU向け黒松盆栽など国・地域別の輸出拡大戦略に位置づけられた国や品目等を中心に檢疫協議を戦略的に進め、科学的知見に基づく技術的協議を重ねた結果、米国向けツツジ属及びゴヨウマツ盆栽の条件緩和（網室内での栽培期間の短縮）、ベトナム向けりんごの条件緩和（袋かけに代わる檢疫措置の設定）及び米国向けうんしゅうみかんの条件緩和（輸出前臭化メチルくん蒸の廃止）が実現した。

(ロ) アジア型マイマイガ(AGM)については、米国等のAGM規制国に承認された民間検査機関による船舶検査及びAGM不在証明書の発給が引き続き実施された。

#### エ 国内檢疫

令和元年度においては、健全種苗を確保し、また、我が国未発生又は一部地域に発生している病害虫のまん延防止等を図るため、以下の対策を実施した。

(ア) 北海道ほか9県において、原種ほ及び採種ほを対象に、種馬鈴しょ檢疫を実施した。

(イ) 三重県ほか14道県において、かんきつ類及びぶどう等の母樹を対象に、ウイルス病の検査を実施した。

(ロ) 我が国未発生及び一部地域に発生しているミカンコミバエ種群ほか24種の病害虫を対象に、その侵入を早期に発見するため、都道府県と連携し、空港や港、農作物の生産地において、侵入警戒調査を実施した。

(ハ) 平成30年度、我が国未発生 of 病害虫が国内に発生した場合の対応策をまとめた「重要病害虫発生時対応基本方針」(平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、都道府県等から発見の報告が56件あり、調査・防除等を実施した。

(ニ) 我が国の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びカンキツグリーンング病菌等について、未発生地域へのまん延を防止するため、本病害虫及びその寄主植物(又は宿主植物)を対象に、移動規制に係る取締を実施した。

(ホ) 平成21年に東京都青梅市で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスは、6都府県23市町において、まん延防止を目的とした緊急防除を実施し

ている。緊急防除の防除地区では、防除対策を実施するとともに、宿主植物の移動制限等を実施した。また、東京都あきる野市及び兵庫県宝塚市の一部地域では根絶が確認された。

(キ) 平成29年に長野県諏訪郡原村で確認されたテンサイシストセンチュウについて、同村の一部地域を防除区域に指定し、まん延防止を目的とした緊急防除を実施している。緊急防除の防除区域では、防除対策を実施するとともに、寄主植物の地下部等の移動制限等、本線虫のまん延防止対策を徹底した。また、隣接する市町でも本線虫が確認されたことから、これらの市町においても、まん延防止対策を実施した。

(ク) 平成27年に北海道網走市で発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウについては、同市及び大空町の一部を防除区域に指定して、まん延防止を目的とした緊急防除を実施している。緊急防除の防除区域では、防除対策を実施するとともに、寄主植物の地下部等の移動制限等、本線虫のまん延防止対策を徹底した。また、斜里町及び清里町でも本線虫が確認されたことから、これらの町においても、まん延防止対策を実施した。

#### オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に56か所設置しており、輸出入時の検査、国内檢疫等を実施している。

## 7 SPS 協定に関する国際会議への対応等

### (1) SPS 委員会

WTO 協定に含まれる協定(附属書)の1つである「衛生植物檢疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)」は、国際貿易に影響を及ぼす食品安全、動植物の健康に関する全ての措置(SPS 措置)を対象とし、これらの措置が科学的な原則に基づいてとられること等を求めている。

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、SPS 措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置されており、例年3回、スイスのWTO本部で開催されている。令和元年度においては、我が国は、令和元年7月及び11月に開催された会合に出席し、協議に積極的に参加したが、令和2年3月に開催予定であった会合は、新型コロナウイルスの影響で延期となった。

## (2) 食品安全関係

コーデックス委員会は、消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設置された国際的な政府間機関であり、コーデックス規格(国際食品規格)の策定・改訂等を行っている。

コーデックス規格は、WTO/SPS 協定において食品安全に関する国際基準に位置付けられており、WTO加盟国は、科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合はコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

### ア 総会、部会等

農林水産省としては、コーデックス委員会における食品安全に係る各種の規格策定等に積極的に参画し、科学的知見に基づいた議論やコーデックス規格に日本の実情を反映することに貢献してきたところである。令和元年度においては、第42回総会、第77回及び78回執行委員会、第21回アジア地域調整部会のほか、4の一般問題部会、1の特別部会に出席したが、新型コロナウイルスの影響で、令和2年3月に開催予定であった3の一般問題部会は延期となった。

### イ コーデックス連絡協議会

農林水産省は、厚生労働省及び消費者庁と協力して、令和元年度においては、「コーデックス連絡協議会」(平成12年設置)を計6回開催し、消費者をはじめとする関係者に対して、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況について情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取した。

## (3) 動物衛生関係

OIE は、国際的に重要な家畜の伝染性疾病について、その防疫対策や貿易条件等に関する基準(OIEコード等)を策定している。この他、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報収集・提供を行うとともに、家畜の伝染性疾病の監視及び防疫に関する研究の国際的調和を図る等の活動を行っている。

このOIEが定める基準は、WTO/SPS協定では動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準と位置付けられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物衛生に関する措置を講ずる場合には、原則としてOIEが定める基準に沿った内容とすることとなっている。

また、OIEは動物の衛生等の推進のためには、官民合わせた国の獣医組織全体の能力を高めることが重要であるとの認識のもと、加盟国の獣医組織能力

評価を実施している。

### ア OIE 総会

OIEの最高意思決定機関であるOIE総会は、毎年5月にフランスのパリで開催される。令和元年度の第87回OIE総会は、5月26日から同月31日まで開催され、我が国も出席した。本総会においては、動物衛生課長がアジア・極東・太平洋地域委員会の議長に選任された。

### イ OIE アジア・極東・太平洋地域総会

各地域委員会は、二年に一度、地域総会を開催し、動物衛生に関する地域の課題について議論を実施している。我が国を含むアジア・極東・太平洋地域は32カ国・地域から構成されており、9月2日から同月6日まで、63年ぶりに我が国、宮城県仙台市で開催された。OIE事務局長をはじめメンバー国や関係団体等から約100名が出席し、アジア地域の喫緊の課題であるアフリカ豚熱や水生動物疾病等について議論を実施した。

### ウ アフリカ豚熱等に関する国際会議

平成30年8月にアジア地域でアフリカ豚熱が発生したことを受け、平成31年4月、OIE/FAOアジア地域アフリカ豚熱専門家会合(ASF-SGE)が設立され、同年7月、我が国において農林水産大臣出席のもと、2回目となるASF-SGEを開催し、地域の協力体制の構築とともに防疫に関する技術的課題について議論を実施した。

### エ OIE 連絡協議会

農林水産省は、OIEコードの作成又は改正について、産業界及び学界における学識経験者、アニマルウェルフェア関係者並びに消費者と行政機関との間で継続的な情報共有や意見交換を行う場として、平成22年5月から、「OIE連絡協議会」を設置している。令和元年度は、6月17日及び12月18日に同協議会を開催し、「馬インフルエンザ」、「鳥インフルエンザ」、「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」、「豚熱」、「小反芻獣疫」、「牛海綿状脳症(BSE)」等のOIEコード改正案等について、意見交換を行った。

## (4) 植物防疫関係

国際植物防疫条約(IPPC)は、植物と植物生産物に対する病害虫の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進する共同の有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPCが定める基準等は、WTO/SPS協定では植物の健康に関する国際基準と位置付けられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植

物の健康に関する措置を講ずる場合には IPPC が定める「植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)」等に基づくこととされている。ISPM は IPPC 加盟国の協議を経て、IPPC 総会で採択されるものであり、加盟国はこれに基づいて植物検疫措置の制定・改訂及び実施を考慮することになる。

ア IPPC 総会(「植物検疫措置に関する委員会」)

平成 31 年 4 月にローマ(イタリア)で開催された「第 14 回 IPPC 総会(CPM14)」に出席し、植物検疫措置としてのくん蒸の利用の要件に関する ISPM 等の議論及び採択に参加した。6 月には本総会の結果について報告会を開催し、国内関係者と意見交換を行った。

イ 専門家会合

FAO 本部において令和元年 5 月及び 11 月に開催された「IPPC 基準委員会」、「IPPC 実施・能力開発委員会」及び 10 月に FAO 本部で開催された「IPPC 戦略計画グループ会合」にそれぞれ出席し、ISPM の策定・実施に関する改善対策等について検討を行った。また、7 月にオーストリアで開催された「IPPC 植物検疫処理に関する技術パネル」に出席し、処理基準の策定について意見交換を行った。

ウ その他会議

令和元年 9 月に韓国で開催された「APPPC(アジア・太平洋地域植物防疫委員会)・ISPM 案検討ワークショップ」、11 月にタイで開催された「第 31 回 APPPC 総会」に出席し、アジア・太平洋地域各国の植物検疫に関する取組状況について情報収集するとともに、APPPC の活動について意見交換を行った。

エ IPPC に関する国内連絡会

策定中の ISPM 案に対する我が国の意見を取りまとめるに当たり、一般向けの説明会として、令和元年 8 月に「ISPM 案に関する説明会」を開催し、ある地域におけるペストステータスの決定に関する ISPM 改正案等について広く関係者と意見交換を行った。その上で、消費者団体や産業界の関係者と意見・情報交換を行う「IPPC に関する国内連絡会」を令和元年 9 月に開催した。

## 8 食品安全に関する危機管理の対応

食品安全に係る緊急事態発生時には、消費者庁を司令塔とし、政府一体となって適切かつ迅速に対応することとしている。

令和元年度は、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」等に基づき、消費者庁

が主催する関係府省との合同訓練に参加した。

また、農林水産省は独自に、職員が食品安全に係る緊急事態等に円滑かつ的確に対応できるよう、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」(平成 16 年 2 月公表)に基づき、対応体制の整備を行うとともに、食品安全に係る事件や事故が発生した事態を想定して、地方農政局等との情報連絡に関する連携訓練を実施した。

この他、平成 25 年に発生した冷凍食品への意図的な農薬の混入事案等を踏まえ、食品の製造、運搬、調理、提供の過程において、食品に毒物などを意図的に混入し、喫食者に健康被害を及ぼし、又及ぼそうとする行為を防止する取組(食品防御)に関して、食品事業者への情報提供、技術的助言等を実施している。

令和元年度は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、政府のセキュリティ対策の一環として、会場で飲食を提供する事業者等へ技術的な助言を実施した。

## 第 2 節 消費者の信頼の確保

### 1 食品の表示

#### (1) 食品表示の重要性

食品の表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和 45 年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしている。

食品表示制度は、食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)により定められている。食品表示法は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)及び健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)の 3 法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設したもので、平成 25 年 6 月 28 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行された。また、同法に基づき、具体的な表示のルールを定めた食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)は、平成 27 年 3 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行された。

食品表示基準の企画立案及び執行については、消費者庁が担当し、立入検査や製造業者等に対する改善の指示等については、農林水産省でも行っている。

#### (2) 食品表示の監視

食品表示の適正化に向けて、地方農政局等に監視

担当職員を配置するとともに、食品表示 110 番等を通じた情報収集を行い、確認した疑義情報について、立入検査を実施し、帳簿や書類等による検証に加え、原産地判別等にかかる科学的分析による客観的データに基づく手法も活用することにより、違反の有無を確認した。

違反事業者に対しては、食品表示法に基づき改善を指示・公表することを基本とし、違反が常習性がなく過失による一時的なものであって、違反業者が直ちに表示の是正を行い、かつ、事実と異なる表示があった旨を速やかに消費者等に情報提供しているなどの改善方策を講じている場合には、指導を行った。さらに、指導件数等を定期的に公表した。

なお、平成 27 年 10 月より、地方農政局等に「広域監視官」を配置し、食品表示法のほか、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。)、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成 15 年法律第 72 号。以下「牛トレーサビリティ法」という。)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 6 年法律第 113 号)第 7 条の 2 に基づく米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成 21 年農林水産省令第 63 号)に関する事項、農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号)及び日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 63 条に係る名称の表示に関する事項に基づく監視・取締りを横断的に実施している。

令和 2 年 3 月には、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会的、経済的活動に影響を及ぼしていることを受け、一般消費者の需要に即した食品の生産体制を確保する観点から、原料原産地表示の中国産との表記と実際に使用されている原材料の原料原産地に齟齬がある場合であっても、一般消費者に対して、適時適切な情報伝達がなされている場合にあっては、当分の間、取締りの対象外とする運用緩和を行った。

なお、同運用に便乗した消費者を欺瞞するような悪質な違反に対しては、これまでどおり厳正な取締りを行うものとした。

### (3) 加工食品の原料原産地表示制度の普及啓発

加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」(平成 27 年 3 月 24 日閣議決定)において、「順次実態を踏まえた検討を行う」こととされ、「食料・農業・農村基本計画」(平成 27 年 3 月 31 日閣議決定)において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」ことと整理されたところである。

また、TPP の大筋合意を踏まえ策定された「総合的な TPP 関連政策大綱」(平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定)において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」こととされた。

このため、加工食品の原料原産地表示については、平成 28 年 1 月以降、消費者庁と農林水産省の共同で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年 11 月に、

- ① 国内で製造されている全ての加工食品について重量割合上位 1 位の原料の原産地を義務表示の対象とする
- ② 義務表示の方法として、「国別重量順表示」を原則としつつ、実行可能な表示方法の仕組みを整備する

ことを内容とする「中間取りまとめ」が公表された。

この取りまとめを踏まえた食品表示基準改正案が、平成 29 年 3 月に、消費者庁から消費者委員会に対して諮問、同年 8 月に消費者委員会から消費者庁に対して、当該食品表示基準改正案を相当とする旨の答申がなされた。同年 9 月 1 日に食品表示基準の一部改正が公布・施行された(経過措置期間は令和 4 年 3 月末まで)。

農林水産省では、この新たな原料原産地表示制度の食品事業者への普及啓発のため、地方農政局等 13 か所及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター 7 か所において、当該制度に関する相談窓口を同年 9 月 1 日から設置した。

また、中小規模の食品関連事業者にとって取り組みやすいマニュアルを作成し、農林水産省 Web サイトに掲載するとともに、当該マニュアルを活用したセミナーを全国各地において、平成 29 年度に 10 地区で計 13 回、平成 30 年度に 18 地区で計 18 回、令和元年度に 20 地区で計 23 回開催し、全都道府県において普及啓発を行った。

## 2 米穀等の適正流通の確保

### (1) 米穀等のトレーサビリティの運用

国民の主食であり、国内で唯一自給可能な穀物である米穀について、食品事故などの問題事案が発生した場合に、流通ルートを迅速かつ的確に特定できること、また、米穀等の産地情報の提供を促進することが重要である。

こうした中、米穀等を取り扱う生産者、食品製造

業者、食品卸売業者、外食事業者等に対し、

- ① 米穀等の取引等の記録を作成・保存すること
- ② 取引先や消費者に対して、米穀等の産地情報を伝達すること

を義務付ける米トレーサビリティ法が、①については平成22年10月から、②については平成23年7月から施行された。

### (2) 米穀等の適正流通の監視

米穀等を取り扱う事業者に対して米トレーサビリティ法に基づく義務の遵守状況等を確認するため、都道府県等と連携して立入検査を実施し、違反が確認された事業者に対して文書指導等の措置を行った。

令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会的、経済的活動に影響を及ぼしていることを受け、食品の生産体制を確保する観点から、中国産との表記と実際に使用されている原材料の産地に齟齬がある場合であっても、一般消費者に対して、適時適切な情報伝達がなされている場合にあつては、当分の間、取締りの対象外とする運用緩和を行った。

なお、同運用に便乗した消費者を欺瞞するような悪質な違反に対しては、これまでどおり厳正な取締りを行うものとした。

## 3 トレーサビリティの推進

### (1) 牛トレーサビリティの運用

BSEのまん延防止措置の的確な実施等を目的として、国内で飼養されている全ての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、牛トレーサビリティ法が公布された。

生産段階においては、牛の管理者等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられている。

流通段階においては、食肉販売業者及び特定料理提供業者(焼き肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店)に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられている。

### (2) 個体識別番号の表示等の監視

生産段階における耳標の装着、届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、巡回調査及び立入検査を実施した。

また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から買い上げた調査用サンプルとの間で、DNA分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

### (3) 食品トレーサビリティの推進

食品トレーサビリティについては、令和2年3月に新たに策定された食料・農業・農村基本計画等において、取組の拡大を推進することとされた。

また、食品トレーサビリティの取組の普及を図るため、フードチェーンを通じた具体的な取組モデルの提供や新たな推進方策を策定し、これをまとめたリーフレットを作成・配布することにより、食品トレーサビリティの意味や効果、業種ごとに段階的な取組の進め方などを解説した「実践的なマニュアル」の普及を促した。

## 4 コミュニケーションの推進

### (1) 意見交換会等の実施

食品の安全性の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性及び透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

#### ア 意見交換会等の開催

食品中の放射性物質に関する説明会・意見交換会について、平成24年度から内閣府食品安全委員会及び厚生労働省に加え、農林水産省及び消費者庁が主催することとし、令和元年度は7回実施した。また、農林水産省消費者の部屋において、令和2年3月9日から13日にかけて特別展示を開催するなど、引き続き、食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場での取組などについて、正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換等に取り組んだ。

また、豚熱及びアフリカ豚熱について、消費者団体と情報交換会を2回開催した。

#### イ 地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局における取組

意見交換会等を開催するとともに、講師の派遣を行った。

#### 表11 開催実績

意見交換会	49回
講師等の派遣	38回

#### ウ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、食品安全に関する情報を農林水産省 Web サイトに掲載した。また、例年食中毒事案の発生が増加するシーズンに先立って SNS や Youtube 等も活用しながら、注意喚起を行った。

また、農林水産省及び関係府省の Web サイト上の最新情報を一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信(月曜から金曜まで毎日配信)を行った(令和2年3月末現在の登録件数:約1万7千通)。

## (2) 消費者相談等の対応

### ア 消費者相談の対応

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局・北海道農政事務所及び沖縄総合事務局の「消費者の部屋」、「消費者コーナー」の充実を図るとともに、本省と地方組織を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムを活用し、連携して相談対応(全国で1,609件)を行った。また、相談結果等を取りまとめた「消費者の部屋通信」の発行を継続して行った。

### イ 子ども相談電話等における対応

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話等における対応(265件)を行うとともに、小・中・高等学校の「消費者の部屋」への訪問(74校、993名)を受け入れた。

### ウ 特別展示等による情報提供

「消費者の部屋」等において、各種資料の展示やテーマを定めた「特別展示」により、食料、農林水産業・食品産業、農山漁村等について消費者へわかりやすい情報提供を行った。

## 第3節 健全な食生活の実現に向けた食育の推進

平成17年6月に制定された「食育基本法」(平成17年法律第63号)に基づき、地方自治体、関係機関・団体等多様な主体と連携・協力し食育を推進してきた。

### 1 食育推進基本計画

「第3次食育推進基本計画」(平成28年3月18日食育推進会議決定)に基づき、計画の重点課題であ

る「若い世代を中心とした食育の推進」、「多様な暮らしに対応した食育の推進」、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」、「食の循環や環境を意識した食育の推進」、「食文化の継承に向けた食育の推進」等について、関係各府省庁等が連携をとりながら、政府として一体的に取り組んだ。

## 2 食育の推進に関する年次報告

食育基本法第15条の規定に基づき、「令和元年度食育推進施策」を令和2年6月16日に閣議決定し、同日付けで第201回国会に提出した。

特集として、若い世代を中心とした食育の推進を取り上げるとともに、令和元年度に講じた食育推進施策の具体的取組等について記述した。

平成17年6月に制定された「食育基本法」(平成17年法律第63号)に基づき、地方自治体、関係機関・団体等多様な主体と連携・協力し食育を推進してきた。

## 3 食育活動の全国展開事業委託費

「食育月間(6月)」の全国規模の中核的行事として、「第14回食育推進全国大会 in やまなし」を、令和元年6月29日、6月30日に、山梨県甲府市において、農林水産省、山梨県、甲府市、第14回食育推進全国大会山梨県実行委員会の共催により開催し、2日間で約2万2千人が来場した。

また、「第3回食育活動表彰」を実施し、全国189件の応募の中から、農林水産大臣賞として7事例、消費・安全局長賞として14事例を表彰した。

## 4 地域での食育の推進

第3次食育推進基本計画の目標の達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、農林漁業体験機会の提供、地域における共食の場の提供、地域食文化の継承等の食育活動を実施した都道府県、市町村、民間団体等(139団体)に対して支援を行った。

## 第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)。

以下「カルタヘナ法」という。)に基づき、遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

### 1 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のほ場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等(第一種使用等)」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響(野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等)を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣(農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣)に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

令和元年度においては、遺伝子組換え農作物6件、遺伝子組換えカイコ1件について承認を行った。承認に際しては、遺伝子組換え農作物を科学的に審査・管理するための「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」に基づき、審査報告書を作成した上で国民から聴取した意見を適宜反映した。

### 2 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等(第二種使用等)」をする者は、その拡散防止措置(設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置)について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣(農林水産分野は農林水産大臣)の確認を受けること」が義務付けられている。

令和元年度においては、遺伝子組換え動物11件及び遺伝子組換え微生物4件について確認を行った。

### 3 未承認の遺伝子組換え農作物への対応

未承認の遺伝子組換え農作物の種子及び苗が我が国に流入し栽培されることを防止するため、カルタヘナ法第31条に基づき、輸入時の検査を実施している。令和元年度は、アマ、カリフラワー、キャベツ、クリーピングベントグラス、ケンタッキーブルーグラス、コムギ、ダイズ、トールフェスク、ナス、パパイヤ、ピーマン及びワタを対象として、計89件検査した。その結果、未承認遺伝子組換えワタの混入を2件確認し、輸入者に対し、確実に処分するよう

指導した。

## 4 生物検査

台湾産のパパイヤ、インド及びギリシャ産のワタの種子又は苗から、未承認の遺伝子組換え体の混入が複数回確認されたことを踏まえ、平成30年4月から、カルタヘナ法に基づく生物検査を実施している。

具体的には、同法第16条に基づき、遺伝子組換え作物とは知らないで輸入されるおそれが高いこれらの栽培用種子又は苗の輸入を予定している者に対し、農林水産大臣へ事前に届け出ることを義務づけ、農林水産大臣は輸入者に対し、同法第17条に基づく検査を受けることを命じている。輸入者は、検査の結果、未承認の遺伝子組換え体の混入がないと判断したもののみを国内に持ち込むことができる。

## 5 ゲノム編集技術によって得られた農林水産物の取扱い

平成30年度に開催された中央環境審議会での検討結果を踏まえ、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集技術で得られた農林水産物については、令和元年10月に「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について」(令和元年10月9日付け元消安第2743号農林水産省消費・安全局長通知)を発出し、その使用等に先立ち、技術の内容や生物多様性への影響などについて開発者等から情報提供を求め、専門家の意見を聴き、生物多様性への影響がないことを確認した上で、ホームページに公表する旨の手続を定めた。